

令和 7 年度 1 月定例農業委員会総会議事録

日 時 令和 8 年 1 月 7 日（水）午前 9 時

場 所 みやき町 三根庁舎 2 階大会議室

出席状況 出席者 21 人 欠席者 2 人

議席番号	委 員 氏 名	出欠	議席番号	委 員 氏 名	出欠
1 番	中島 一博	出席	13 番	城野 信彦	出席
2 番	池田 正清	出席	14 番	城野 松夫	出席
3 番	大川 定道	出席	15 番	寺田 宏澄	出席
4 番	碓 朝男	出席	16 番	原 修身	出席
5 番	山内 しげ子	出席	17 番	松尾 和明	出席
6 番	吉丸 広泰	出席	18 番	江越 博則	欠席
7 番	山崎 清邦	出席	19 番	福田 安信	出席
8 番	綾部 勝年	出席	20 番	橋本 礼子	出席
9 番	寺田 一義	出席	22 番	北原 正也	欠席
10 番	古村 正典	出席	23 番	中島 正則	出席
11 番	宮原 史己	出席	24 番	岡 龍道	出席
12 番	太田 幸代	出席			

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項による通知書について (3 件)

報告第 2 号 農地法第 5 条制限除外について (1 件)

議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について 委員会許可分 (2 件)

議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について 町長許可分 (1 件)

議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について 町長許可分 (2 件)

議案第 4 号 農地利用集積等促進計画の公告について（一括契約）
委員会意見決定分 (19 件)

議案第 5 号 農地利用集積等促進計画の公告について
（所有者・機構間契約）（機構・受け手間契約）委員会意見決定分 (1 件)

議案第 6 号 農業経営基盤強化促進法第 16 条による買入協議について
委員会要請決定分 (1 件)

その他

事務局 最所 清和 田中 嘉樹 高島 翔太

事務局

皆さん、改めまして新年あけましておめでとうございます。今年もよろしくお願ひします。定刻となりましたので、只今より令和8年1月の農業委員会総会を開催します。

現在の出席委員は19名、欠席の連絡があつた委員は1名よつて「みやき町農業委員会会議規則」第7条により在任委員の過半数に達しておりますので、総会は成立しております。欠席者は〇〇番の〇〇委員さんより欠席の連絡があつております。

会長よりお願ひします。

会 長

皆さん、新年あけましておめでとうございます。昨年は皆様のご尽力のもと無事に農業委員会を終えることができてありがとうございました。新年も地域計画のプラスワン運動等、皆様には任期もあと半年と残り少なくなつてまいりましたが、最後まで心残りがないように最後まで頑張つて頂きたいと思つております。よろしくお願ひいたします。

本日の議案・報告等につきましては

報告第1号 農地法第18条第6項による通知書について

報告第2号 農地法第5条制限除外について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農地利用集積等促進計画の公告について（一括契約）

議案第5号 農地利用集積等促進計画の公告について

（所有者・機構間契約）（機構・受け手間契約）

議案第6号 農業経営基盤強化促進法第16条による買入協議について

その他

審議の発言にあたつては、必ず挙手をして、議長の指名があつてから意見をお願ひします。また、議事に関すること以外についての発言は控えてください。

議 長

議事録署名人については、「みやき町農業委員会会議規則」第12条第2項の規定に基づき〇〇番〇〇委員さんと〇〇番〇〇委員さんを指名します。

事務局

議事に入る前に、総会資料送付の際にもご案内いたしておりましたように、総会終了後に農業者等との意見交換会を実施したいと思いますのでよろしくお願いいたします。

議 長

議事に入りたいと思います。

報告第1号農地法第18条第6項による通知書について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第1号（農地法第18条第6項による通知書の1件について）貸渡人、借受人の住所、氏名、解約理由、解約成立日、引渡日を説明する。

報告件数 3件

議 長

事務局より説明がありました、報告第1号で質疑のある方は挙手してお願いします。

（質疑なし）

議 長

質疑がないようですので、報告とさせていただきます。続きまして、報告第2号1農地法第5条制限除外について、事務局より説明をお願いします。

事務局

報告第2号1農地法第5条制限除外（許可不要届）について、届出人の住所、氏名、農地所在地、転用目的、転用理由等について説明を行い、周囲の状況が判る付近見取図、字図、土地利用計画図などにより計画内容を説明。

議 長

担当地区委員より補足説明をお願いします。

〇〇委員

鉄塔の建設でありまして、各関係機関の承諾も得ていることから、特段問題はないかと思われます

よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局、担当地区委員より説明がありました、報告第2号1で質疑のある方は挙手を

してお願いします。

(質疑なし)

議 長

質疑がないようですので、報告とさせていただきます。続きまして、議案第1号1農地法3条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第1号1農地法第3条の規定による農地等の所有権移転（売買）許可申請について、譲渡人、譲受人の住所、氏名、所在地、地目、面積、譲渡・譲受の理由、周囲の状況が判る付近見取図、字図、農地法第3条調査書により農地法第3条第2項各号の判断のため、現在の状況を説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見をお願いします。

〇〇委員

先月26日に事務局と現地確認を行いました
申請地は白石区です。現場にいとてみると両サイド果樹園で境界線は、はつきりとは分かりませんが、きれいに草刈りされ若木も植えられており、今後も手入れをされると思います。特段問題はないかと思われます。
よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。
質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので採決に移ります。議案第1号1について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第1号1については、申請どおり許可することに決定しまし

た。続きまして、議案第１号２農地法３条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第１号２農地法第３条の規定による農地等の所有権移転（売買）許可申請について、譲渡人、譲受人の住所、氏名、所在地、地目、面積、譲渡・譲受の理由、周囲の状況が判る付近見取図、字図、農地法第３条調査書により農地法第３条第２項各号の判断のため、現在の状況を説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見ををお願いします。

事務局

当該申請の当初相談時点からの経緯について補足説明

〇〇委員

１２日２４日に事務局と現地確認を行いました

地目は畑ですが竹藪になっていましたが、現在は畑にきれいに整地され特段問題はな
いかと思われます。
よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。
質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

（質疑なし）

議 長

質疑が無いようですので採決に移ります。議案第１号２について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

議 長

全員賛成ですので、議案第１号２については、申請どおり許可することに決定しました。

続きまして、議案第１号３農地法３条の許可申請について、事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第 1 号 3 農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転（売買）許可申請について、譲渡人、譲受人の住所、氏名、所在地、地目、面積、譲渡・譲受の理由、周囲の状況が判る付近見取図、字図、農地法第 3 条調査書により農地法第 3 条第 2 項各号の判断のため、現在の状況を説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見をお願いします。

〇〇委員

1 2 日 2 日に現地確認を行いました

私の近くの方ですが、身辺整理をされ施設に入所されるみたいです。買入者が現在耕作されており、今後もきちんと耕作されると思われ、特段問題はないかと思われます。よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。

質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

（質疑なし）

議 長

質疑が無いようですので採決に移ります。議案第 1 号 3 について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

議 長

全員賛成ですので、議案第 1 号 3 については、申請どおり許可することに決定しました。

続きまして、議案第 2 号 1 農地法 4 条の許可申請について、事務局より説明をお願いします

事務局

議案第 2 号 1 農地法第 4 条の規定による農地転用許可申請について、申請人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明を行い、周囲の状況が判る付近見取図、字図、土地利用計画図などにより計画内容を説明する。

議 長

担当地区委員より補足意見ををお願いします。

〇〇委員

12月25日に事務局と現地確認を行いました。

申請理由としては、もうすでに申請目的で利用されており、特段問題はないかと思われます。

よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。

質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので採決に移ります。

議案第2号1について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第2号1については、申請どおり許可相当の意見を付して、町長に送付します。続きまして、議案第3号1農地法5条の許可申請について、事務局より説明をお願いします

事務局

議案第3号1農地法第5条の規定による農地転用許可申請について、譲渡人、譲受人の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、農地区分等や農地転用許可基準の判断理由について説明をする。

議 長

担当地区委員より補足意見ををお願いします。

〇〇委員

12月22日に事務局と現地確認を行いました。

汚水、雨水の処理はきちんとされるようになっており、特段問題はないかと思われます。よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。
質疑のある方は挙手をお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので採決に移ります。
議案第３号１について許可相当とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので、議案第３号１については、申請どおり許可相当の意見を付して、
町長に送付します。続きまして、議案第３号２農地法５条の許可申請について、事務局
より説明をお願いします

事務局

議案第３号２農地法５条の許可申請について、審議規模が過大であるため事務局より
説明後、申請人の代理事業者を召喚しておりますので、代理事業者と質疑応答をさせて
頂きたいと思います。

申請人代理業者

〇〇 〇〇 〇〇 〇〇 〇〇

申請概略説明

事務局

議案第３号２農地法第５条の規定による農地転用許可申請について、譲渡人、譲受人
の住所、氏名、所在地、転用目的、転用理由、農地区分等や農地転用許可基準の判断理由
について説明をする。

事務局

今後の事務処理の流れ、関係機関及び関係者等との協議状況等について補足説明

議 長

担当地区委員より補足意見をお願いします。

〇〇委員

12月24日に中原エリア、北茂安エリアの委員と業者の方で現地確認を行いました。事務局から説明がありましたように、目的は物流倉庫で66,000㎡とかなり広い面積となっています。事務局が北茂安校区の委員さんを招集されたのは、河川への汚水の流入による南部の田畑への被害を懸念されてのことだと思います。現地はほとんど畑、もしくは田であっても耕作放棄地エリアであって開発自体は出来る場所ですが、先程言いましたように水路への汚水の問題、大型トレーラーがはいつて来ることでの、道路の破損等の問題が懸念されるのではと思います。今日の農業委員会での許可については、かなりの面積の広さもあり業者も来られてあることから全体で検討して頂いたらと思います。

よろしくご審議をお願いします。

議 長

事務局及び担当地区委員より説明がございました。
質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

〇〇委員

27ページの集積面積が610,000㎡となっていますが61,000㎡と、どちらが正しいのですか。

事務局

61,000㎡が正しい面積です。

〇〇委員

業者さんからも説明があったのですが、申請地の面積がかなり広大になっていますので、近年見当がつかないような異常気象がおきていることもあり、その辺は検討していただくようお願い致します。

〇〇測量

貯水池の説明をさせていただきます。今回県の河川砂防課と協議をしております、貯水池を2か所作りまして場内の雨水排水はどちらかの貯水池を通った後河川に放出する事となっております。この計算式としましては、このエリアの最大の雨量を賄える貯水池を造ることが県開発許可の方針になっていますので、調整池の許可を得たところでの農業委員会での許可申請になっています。よって調整池の計算値があっているかの審査もうけております。

議 長

雨が降った時の下流北茂安エリアの農地の水害が一番心配となっておりますので、十

分に対策を取って頂きたいと思います。高さは国道の高さまで高めてもらえるのですか。

〇〇測量

基本、国道の高さがベースになっておりますが、国道とＪＲ側で北側と南側の高低差が７ｍ位あるというのが実際の形状ですので国道より２段階での設置となります。

〇〇委員

かなり規模が大きすぎてイメージがわからないし、青写真みても現実的に中々分からないかと思うので、立体図等などで示していただけたらと思います。また、北茂安の委員さんより話がありましたが、水路の問題で当然調整池は設置されますが、工場地内はアスファルトで舗装されますが、近年地下浸透の舗装工事をされる案件もみられます。汚水排水の対策として縦型の地下浸透の舗装工事は考えられないのでしょうか。

〇〇測量

あくまで調整池の容量でカバーしようと思っています。なぜなら、縦型の地下浸透の舗装工事だと設置時は良いのですが、後々メンテナンスをしていかなければならなくなるため、我々としては雨水汚水を処理できる器を前提に考えており最大値で処理できる貯水池を考えております。

〇〇委員

現地確認の際にも出た質問ですが、大型トレーラーが入ってくることによる道路の破損等含め侵入経路を再度説明して頂きたいと思います。

〇〇測量

侵入経路としましては３４号線からのみ乗り入れをします。３４号線は一般道路より厚み等かなり強度につくられているため、道路の破損等の問題は、町道、里道には関係ないかと思われます。

〇〇委員

侵入口は一か所ですか。

〇〇測量

インとアウトそれぞれ一か所ずつ計２か所もうけています。

〇〇委員

一日当たりどれだけの車両が入ってくるのですか。

〇〇

侵入車両計画台数につきましては、今回計画している進出企業〇〇が福岡の朝倉に進

出して国土交通省から国道解析調査を要求されており、一日あたりの大型トレーラー17台、一般的な軽車両は進出企業で異なってくると思いますが、大型車両17台に対して、舗装、重量、侵入の交通安全は検討しており、それ以上入ってくることはない聞いておりますし、国土解析調査へも報告しています。それと、切り盛りのことですが、西側の〇〇から入ってくる町道は利用しない、利用しようにもJRとの高低差があり基本的に利用できず国道のみからの利用となります。もう一点貯水池の事です。近年のゲリラ豪雨とかで排水に対して検討がなかなかつかないということで、申請地61,000㎡の現在農地から出ている水で検討する事と本来東側に貯水池1か所を予定していたのですが、河川砂防課より7,000立方メートルともう1か所貯水池の要求がありました。それともう一点、河川の改修に関しては山ノ内川の改修工事自体が県の方が行われていないという事で、敷地に関する部分では石積擁壁5mを積んで河川片側は改修することで県と協議をしています。今回はたまたまですが国道を横断して山ノ内川にいくものですから、国道の南側の河川改修を行わないと、そこからの雨水の流入が関係してくるのではないかと思います。国道側で一旦止められますので、こちらからの排水は基本貯水池で賄っていくのではと思います。下流域の方からすると6haの開発をしたおかげでよけい洪水が起きたと懸念されるかもしれませんが、県河川砂防課と去年の最大雨量で協議をしています。

〇〇委員

調整池が満水になった場合の放水の事も考えておかなければいけないのでは・

〇〇

調整池の考え方としましては、ハイウォーター、ハイハイウォーターとありましてハイウォーターは満水状態でハイハイウォーターは越水状態となっています。調整池が満水になった時は、河川も満水になった状態で筑後川等は満水になったとき排水調整はされず内水反乱を起こしている状態です。今回は調整池から河川に排水出来ないようにします。そのためにはオリフィスというものを作り絞って出します。オリフィスの上に約2mの堤防が出来るような形で、そこが満水すると越水しますが、基本的に6haの水が出てくることはないし、そうなった場合河川敷自体がオーバーフローします。

〇〇委員

片側だけの河川改修工事をされると反対側東部に民家が結構ありますが、雨の量が多かったりするとそちらに影響がないか心配です。

〇〇

これは河川砂防課でなく、管理されてある東部土木事務所河川課と協議をしておりまして、基本的に兩岸の改修工事計画は立っていない状況でして、石積みは河川の方でなく我々〇〇の開発地番に石積されており、対岸が直線ではなく迂回していますので、ご懸

念のとおり曲がっているところは水が当たって崩れるのではないかと予測されます。予測されるところに対しましては、こちらの方で手をいれるように計画しております。河川改修工事では、きちんとされるはずですが、現場をご存じの方は分かれると思いますが、〇〇側が〇〇工事の関係で対岸部分が石積の改修工事をされてありますが、それと同じ形でやっていきます。あともう一つは、住宅が幸いに近辺にないのでよろしいのですが、町道が現在の河川の関係で荒れているところがあります、これはこちらのほうで手を入れて工事をする予定です。影響がないＪＲを渡ったＳ字になった部分の兩岸に対してもこちらで工事をする予定です。

〇〇委員

敷地の高低差が7mもあるということですが、貯水池は2段階で足りますか。

〇〇

倉庫敷地はフラットでとの要望がありましたし、大丈夫です。

〇〇委員

字図をみますと西側に田んぼが2枚あるようになっていますが、現在耕作はされているのでしょうか。

〇〇

そこは、当初予定地でありましたが、北側に地元のお宮さんがあり、将来お宮さんの駐車場として利用予定地のため、現在畑で水田としては活用されておられません。

〇〇委員

下流地域への説明会を開く予定はあるのでしょうか。

〇〇

今回説明させて頂いた地区は石井、姫方、中原地区で寒水川と合併する下流地区への説明はあくまで転用申請の許可が取れてない状態ですので今後町等を通じて説明をしていく努力はしてまいりたいと思います。

〇〇委員

許可が出てからの説明会では地域住民としては納得がいかないのではないかと。安心して許可を出せるようにして頂きたいと思います。

〇〇

開発課とも話をして検討させて頂きたいと思います。

議 長

他に質疑が無いようですので採決に移ります。

事務局

採決の段階で、直ちに許可相当とするのは難しい、との委員さん方の意見ですので、通常であれば町長の許可ですが、60,000㎡を超える案件ですので県知事の許可となり、進達にあたり委員会の審議で出た意見、条件を付けることができますので、審議結果の付帯事項案として、雨水排水に対する下流域に対する影響が懸念される事から、下流域に対して説明会を開く事を努力するという事項をつけたいと思います。それをもって許可としてはいかがでしょうか。

議 長

事務局より説明がありましたように、こういう条項を付けて、採決に移ります。
議案第号について計画案どおり承認することに賛成の方は挙手を求めます。

(挙手多数)

議 長

賛成多数ですので、議案第3号2については、申請どおり許可相当の意見を付して、佐賀県知事に送付します。続きまして議案第4号農用地利用集積等促進計画（一括契約分）の公告について事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第4号農用地利用集積等促進計画の公告について（一括）事務局より説明をする。

審議件数 貸借権 19件

議 長

事務局より説明がありました。質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので、採決に移ります。
議案第4号について計画案どおり承認することに賛成の方は挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので議案第４号は、計画案どおり承認することに決定いたしました。続きまして、議案第５号農地利用集積等促進計画の公告について（所有者・機構間契約）（機構・受け手間契約）事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第５号農地利用集積等促進計画の公告について（所有者・機構間契約）、（機構・受け手間契約）事務局より説明をする。

事務局

補足説明

議 長

事務局より説明がありました。質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

〇〇委員

〇〇さんはこちらに住所を構えられるのですか。

事務局

今回ハウスを建てるにあたり県補助事業を使用されるので、年度末位までには移されるようになっています。

議 長

他に質疑が無いようですので、採決に移ります。

議案第５号について計画案どおり承認することに賛成の方は挙手を求めます。

（全員挙手）

議 長

全員賛成ですので議案第５号計画案どおり承認することに決定いたしました。続きまして、議案第６号農業経営基盤強化促進法第２２条による買入協議について、事務局より説明をお願いします

事務局

説明の前に、議案書初めに議案第６号農業経営基盤強化促進法第１６条による買入協議と記載されてありますが、法令の改正にて農業経営基盤強化促進法第２２条と変更になっております。議案第６号農業経営基盤強化促進法第２２条による買入協議について説明をする。

議 長

事務局より説明がありました。質疑のある方は挙手をしてお願いいたします。

(質疑なし)

議 長

質疑が無いようですので、採決に移ります。

議案第6号について説明どおり承認することに賛成の方は挙手を求めます。

(全員挙手)

議 長

全員賛成ですので議案第6号は、承認することに決定いたしました。

続きまして、その他を事務局よりお願いしま

その他

議 長

2月の総会は、2月6日(金)午前9時でお願いしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

「賛成」

それでは、2月6日(金)実施するということで確認いたします。

それから、来月分の議事案件の現地調査については、1月21日以降に該当する担当委員の方には連絡したいと思います。

他に何かございませんでしょうか。

議 長

これで1月の定例農業委員会を終了します。有難うございました。

みやき町農業委員長 寺田 一義

議事録署名人 ○○ 番

議事録署名人 ○○ 番